

平成 28 年 4 月 25 日

各 位

公益社団法人国土緑化推進機構  
理 事 長 佐々木 毅

**平成 28 年熊本地震(仮称)復興支援に向けた「緑の募金」使途限定募金のお願い**  
～ 避難所等における生活環境改善や、居住地域などの緑化に向けて～

平素より、国土緑化運動に対し、ご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

平成 28 年 4 月 14 日から熊本県を中心に発生した平成 28 年熊本地震（仮称）により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

当機構では、平成 23 年の東日本大震災に際して、避難所等におけるプライバシーの保護や生活用品等の整理を通じた生活環境の改善等に役立ててもらうため、緑の募金（使途限定募金）を通じて、間伐材を使用した組立て什器（組手什）や木製プランター、木製遊具の寄贈等を行うとともに、チェーンソーが使用できる森林ボランティアの派遣について支援するなどの取り組みを行いました。

今般の平成 28 年熊本地震においては、家屋の倒壊や半壊等が多発していることから、避難所生活の長期化等が想定され、プライバシー保護や生活環境の改善等に向けた支援が求められるとともに、森林地域も大きな被害を被っていることからその早期復旧も必要な状況となっています。

当機構では、こうした被災地の実情を踏まえ、「緑の募金」による使途限定募金（平成 28 年熊本地震復興支援事業）を立ち上げたところであり、幅広い国民の皆様のご協力により、被災された方々への支援、被災地域の復旧・復興に貢献していきたいと考えています。

皆様におかれましては、緑の募金（使途限定募金）の趣旨をご理解いただき、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容 : 「緑の募金」使途限定募金（平成 28 年熊本地震復興支援事業）への寄付
2. 募金の使途 : 地域の木材を利用した被災者支援、被災地の復旧・復興に向けた緑化活動等、
3. 実施形態 : 以下のいずれかの方法による寄付（詳細は、「参考資料」をご覧ください）  
① 個人募金、②街頭募金、③企業募金、④職場募金、⑤店頭募金、⑥協賛募金
4. 振込先 : (1) 口座番号 / 郵便口座（東京 00150-0-173400）  
銀行口座（みずほ銀行町村会館出張所普通 1834713）  
(2) 口座名義 / 公益社団法人国土緑化推進機構緑の募金  
(3) その他 / 振込用紙等の通信欄に「使途限定募金（熊本地震）」とご記入下さい。  
※ インターネット募金等については、以下サイトをご参照ください。

<http://midorinobokin.net/>

**本件に関するお問い合わせ先**（振込料無料の振込用紙もお送り致しております）

公益社団法人国土緑化推進機構（担当：募金企画部 秋元・小林、政策企画部 富永・木俣）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 5 階

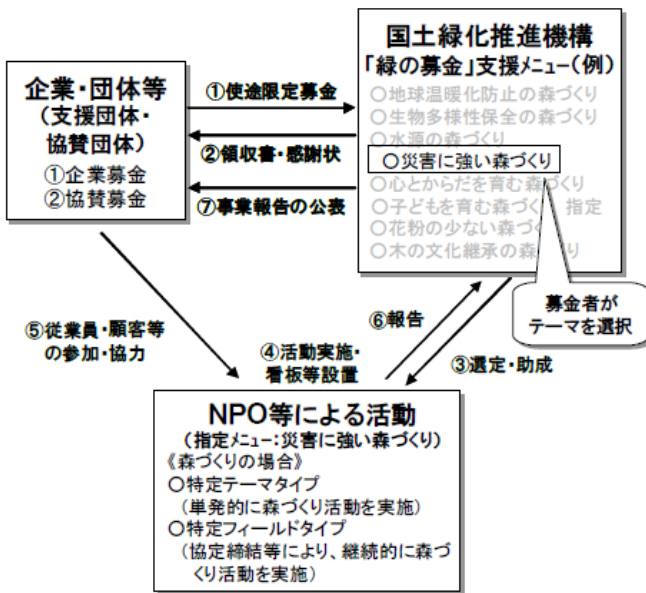
Tel : 03-3262-8451 Fax : 03-3264-3974 E-mail : [bokin@green.or.jp](mailto:bokin@green.or.jp)

## 参考1 使途を定めた「緑の募金」の仕組み — 熊本地震復興支援事業(使徒限定募金)

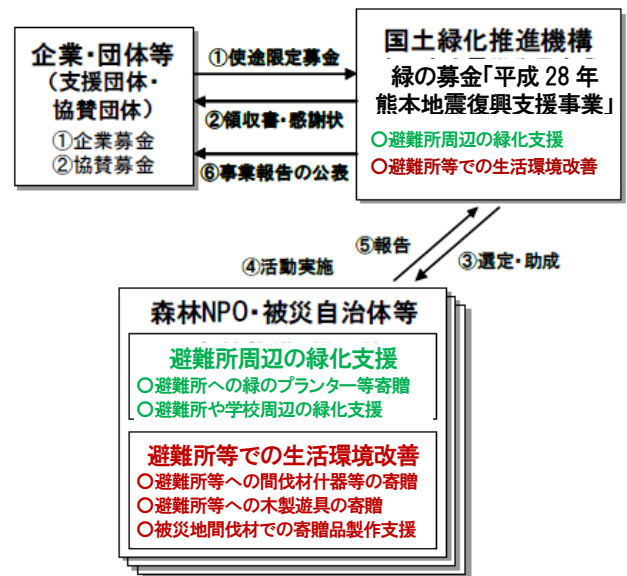
「使徒限定募金」とは、各企業・団体が社会貢献等のコンセプトに対応させて、「緑の募金運営協議会」で定められた森づくり活動の支援メニューの中から、寄付金の使途を選択いただける制度です。

「熊本地震復興支援事業」においては、避難所等におけるプライバシー保護や生活用品の整理等のための間伐材組立て什器の寄贈や、避難所等における心のケアのための緑化支援等を実施します。

### 「使徒限定募金」のスキーム



### 「平成28年度熊本地震復興支援事業」のスキーム



## 参考2 使徒限定募金「熊本地震復興支援事業」の支援内容(主な実施予定)

### (1) 避難所等への間伐材組立て什器の寄贈

- 避難所におけるプライバシー保護のための間仕切り、生活用品の収納棚や机などを、自由にかつ簡易に組み立てることができる間伐材を使用した組立て什器「組手什」を寄贈します。



### (2) 避難所周辺の緑化支援

- 避難所等における生活環境の改善や、避難所生活者間の絆づくりに向けて、花や植物の苗などを栽培する間伐材プランターの寄贈や、避難所や学校周辺の緑化活動を支援します。



上記の内容は、「緑の募金」使徒限定募金(東日本大震災復興事業)等での取組等を例示したものです。

### 参考3 「緑の募金」への支援の仕組み — 緑の募金「支援団体」「協賛団体」

「緑の募金 支援団体」とは、「緑の募金」の趣旨に賛同して、募金活動等に協力する意志を有し、国土緑化推進機構等から委嘱を受けた企業・団体等です。

「協賛団体」とは、自発的な協力により、独自の販売活動等を展開し、その売上の一部を緑の募金に寄付する企業・団体等のことです。

#### 「緑の募金 支援団体」のスキーム



#### 「協賛団体」のスキーム



#### 「緑の募金 支援団体」のイメージ

- (国土緑化推進機構・委嘱の場合)
- 企業(店舗・部署を含む)
  - 団体(労働組合・商店街・町内会・PTA等)
  - NPO・ボランティア団体
  - 青少年団体(ガールスカウト・ボーイスカウト等)
  - その他

#### 協賛団体による「協賛募金」のイメージ

- 販促キャンペーンの一環として、売上の一部を寄付(新規商品のPRや季節キャンペーン、環境貢献商品としてのブランド化等として、売上の0%、1点に付き0円等を寄付)
- クレジットカードの利用額の一部を寄付
- 株主優待券・カードのポイント等を寄付
- WEBサイトでのワンクリック募金

### 参考4 「緑の募金」の環を拡げる仕組み・特典

#### ① 普及資料



#### ② 募金資料



#### ③ 緑の羽根・パッチ・花の種・うちわ等



#### ④ 緑の募金顕彰制度

○一定額以上のご寄付をいただいた場合、次の贈呈基準に基づき、寄付金の額に応じて感謝状を贈呈。

区分	国土緑推理事長 感謝状	林野庁長官 感謝状	農林水産大臣 感謝状
個人	30万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上
団体	50万円以上 200万円未満	200万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上

#### ③ 税制面の優遇措置

○特定公益増進法人の認定を受けている(社)国土緑化推進機構は、寄付金について次のような法人税、所得税及び個人住民税の優遇措置があります。

区分	種類	税制面の優遇
個人	①所得税	[寄付金額(総所得金額の40%を上限)ー2,000円]までの寄付金控除が可能
	②個人住民税	[寄付金額(総所得金額の30%を上限)ー5,000円]×[4%(都道府県民税)+6%(市町村民税)]までの税額控除が可能
法人	法人税	[(資本金×0.25%+所得金額×2.5%)÷2]+[(資本金×0.25%+所得金額×5.0%)÷2]までの寄付金額の損金算入が可能